

○ 地方公営企業法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（削る） （出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い） 第二十二条の三 （略） （出納取扱金融機関等に対する検査） 第二十二条の四 （略） （現金及び有価証券の保管） 第二十二条の五 （略）	（出納取扱金融機関等の責務） 第二十二条の三 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。 （出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い） 第二十二条の四 （略） （出納取扱金融機関等に対する検査） 第二十二条の五 （略） （現金及び有価証券の保管） 第二十二条の六 （略）